

芦屋市条例第 1 6 号

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

（芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 1 条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年芦屋市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 2 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第 3 項、第 1 3 条並びに第 1 4 条の 5 において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 2 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第 3 項並びに第 1 3 条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで

改正後	改正前
深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 ２ 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第２条第７項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３ （略） ４ 前３項の規定は、第１４条の３第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第３項、第１３条並びに第１４条の５において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この	の間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 ２ 任命権者は、<u>３歳に満たない子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第２条第７項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３ （略） ４ 前３項の規定は、第１４条の３第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第３項<u>並びに</u>第１３条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同

改正後	改正前
の項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>
5 (略)	5 (略)
(休暇)	(休暇)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2（1年度について10日を超えない範囲内（短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内）において承認を受けた期間を除く。）及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇（<u>第14条の3から第14条の5までに規定する休暇を除く。</u>）は、有給休暇とする。	2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2（1年度について10日を超えない範囲内（短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内）において承認を受けた期間を除く。）及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇（<u>第14条の3及び第14条の4に規定する休暇を除く。</u>）は、有給休暇とする。
(介護時間)	(介護時間)
第14条の4 (略)	第14条の4 (略)
<u>(育児部分休暇)</u>	
<u>第14条の5 職員が、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち規則で定めるもの</u>	

改正後	改正前
<u>を養育するため、正規の勤務時間の終わりにおいて1時間（介護時間、育児時間又は地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間が1時間を超える日については、当該介護時間、当該育児時間及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間のうち1時間を超える時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限り、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、育児部分休暇を与えることができる。</u> <u>2 育児部分休暇の期間は、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間とする。</u> <u>3 育児部分休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> （結婚休暇） 第15条 （略）	（結婚休暇） 第15条 （略）

（芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部分休業の承認）	（部分休業の承認）

改正後	改正前
第9条 （略） 2 労働基準法第67条若しくは勤務条件条例第13条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>、勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間又は勤務条件条例第14条の5第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間及び当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）</u>行うものとする。	第9条 （略） 2 労働基準法第67条若しくは勤務条件条例第13条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>又は勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）</u>行うものとする。

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第12条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第12条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、</u>介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>又は</u>介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。